

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 平成 28 年度岩国市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 7 号 平成 29 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 5 号 平成 28 年度岩国市周東食肉センター事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 12 号 平成 29 年度岩国市簡易水道事業特別会計予算

議案第 13 号 平成 29 年度岩国市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 14 号 平成 29 年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計予算

議案第 15 号 平成 29 年度岩国市周東食肉センター事業特別会計予算

議案第 19 号 平成 29 年度岩国市駐車場事業特別会計予算

議案第 20 号 平成 29 年度岩国市水道事業会計予算

議案第 21 号 平成 29 年度岩国市工業用水道事業会計予算

議案第 23 号 平成 29 年度岩国市下水道事業会計予算

議案第 33 号 岩国市手数料条例の一部を改正する条例

議案第 39 号 山陽本線岩国構内三笠橋耐震補強他の工事委託に関する基本協定の一部変更について

議案第 41 号 不動産の取得について

議案第 53 号 指定管理者の指定について

議案第 58 号 市道路線の認定について

議案第 59 号 市道路線の変更について

以上 15 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 7 号 平成 29 年度岩国市一般会計予算のうち、当委員会所管分の審査におきまして、土木費の都市計画費の愛宕山まちづくり事業費に関し、委員中から、「現在、愛宕山多目的広場の整備予定地に大量の土砂が搬入されているが、今後どういった工事を予定しているのか」との質疑があり、当局より、「多目的広場には、屋根付き広場、備蓄倉庫、駐車場、屋外ステージ、大型遊具等を整備する予定としており、造成設計の計画高に基づき約 3 万立方メートルの盛り土を予定している。現在、他の事業で出た残土約 1 万 4, 000 立方メートルをストックしており、残りの約 1 万 6, 000 立方メートルについては、今後、水道局の事業で発生する残土を搬入する予定としている」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「土砂の搬入のために、連日、多くのダンプカーが現場付近を通行するなど、地域住民にとっては迷惑な面もあるが、どういったものができるのかということがわかれば、市民の理解や協力が得られるのではないかと思う。今後、現場付近に図面等を掲示するなど、市民に対して広く周知する考えはないか」との質疑があり、当局より、「方法については検討した上で、しっかりと事業の PR ができるような形をとってまいりたい」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「多目的広場は、災害時にヘリコプターがおりられるよう

な整備がなされるのか」との質疑があり、当局より、「多目的広場に整備予定の多目的広場ゾーンは、設計上、おおむね平らであることから、ヘリコプターでの輸送は可能と考えており、今後、表面の仕様については、そうしたことも配慮しながら整備を進めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、土木費の土木管理費の開発指導費及び建築管理費に関し、委員中から、平成29年度からの新規事業である「がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金」及び「住宅・建築物耐震化促進事業費補助金」の拡充に係る土砂災害対策改修の概要についての質疑があり、当局より、「がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金については、一定の要件を備える危険住宅の除却及び移転に係る費用等の一部を補助するもの、また、住宅・建築物耐震化促進事業費補助金については、土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る外壁や塀の設置費用の一部を新たに補助するもので、いずれも補助限度額1件分の予算の計上をしている」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「昨年、市内全域における土砂災害特別警戒区域の指定が完了した一方で、その指定に対応する施策がなかったため、市民の不安をあおるだけであったのではないか。今回、新規に予算計上されているものの、そういった要望にしっかりと対応していただきたいと考えるがいかがか」との質疑があり、当局より、「市民から相談があれば、予算計上も含めしっかりと対応していきたい」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「市内には多くの土砂災害特別警戒区域が存在することから、市民がこれらの制度を知らない、あるいは知らなかったということのないように、しっかりと広報等を行っていただきたい」との意見がありました。

本議案のうち、当委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。